

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
2月12日
(水曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課)……………
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………
- 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………
- 公告
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………



山口県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年二月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 三二六号
道路の区域

区
間
旧新別
敷地の幅員 (メートル)
延 (メートル)長
備考

長門市深川湯本字堂ノ上二三三二の一 地先	
新	旧
最狭 二〇・七	最狭 一五・七
最広 二〇・七	最広 一五・七
二〇・八	二〇・八
道路改良工事の 完了による。	

道路の種類 県道
路線名 久津小田線
道路の区域

区	間
長門市油谷向津具下字本郷鳥ノ子二 八一七の一 同市油谷向津具下字五反田三九九七 の三地先まで	
新	旧
最狭 三一・九	最狭 二二・六
最広 三一・九	最広 二二・六
五九一・五	六〇六・一
道路改良工事の 完了による。	

山口県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年二月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間
一般国道 三二六号	長門市深川湯本字堂ノ上二三三二の一 地先
供用開始の期日	令和二年二月十三日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

津和野須佐線	萩市大字弥富下字水神森三七七〇の一地先から同市同大字 同字三七七二地先まで	令和二年二月十三日
--------	---------------------------------------	-----------

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久津小田線	長門市油谷向津具下字本郷島ノ子二八一七の一地先から同市油谷向津具下字五反田三九九七の三地先まで	令和二年二月十三日

山口県告示第二十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 河川の名称
佐波川水系矢井川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和二年二月十二日
- 三 廃川敷地等の位置
山口市徳地島地字前田八四一番五
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 六六四・八五平方メートル



(二七) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項

の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

令和二年二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理
資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。
漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

(四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要があるのである。

区分	期		知事管理量
	平成三十一年一月から令和元年十二月まで	令和二年一月から同年十二月まで	
まあじ	平成三十一年一月から令和元年十二月まで	令和二年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
まいわし	平成三十一年一月から令和元年十二月まで	令和二年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びいませば	平成三十一年七月から令和元年六月まで	令和元年七月から令和二年六月まで	若干
するめいか	平成三十一年四月から令和二年三月まで		若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

区分	採捕の種類	数	
		平成三十一年及び令和元年	令和二年
まあじ	中型まき網漁業	三、二〇〇トン	三、二〇〇トン
〃	小型まき網漁業	若干	若干
〃	敷網漁業	若干	若干
〃	すくい網漁業	若干	若干
〃	定置漁業権に基づく定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びいませば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度とな

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	令和二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			令和二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	令和二年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
			令和二年六月十六日から同年七月三十一日まで	一三、四五五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	令和二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			令和二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	令和二年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
			令和二年六月十六日から同年七月三十一日まで	一三、四五五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

九 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

くろまぐろの保存及び管理に関する方針
 本県においてくろまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
 くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。
 知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公表等の措置を講じるため、くろまぐろの採捕の実績の確かな把握に努める。併せて、採捕の数量が本県の知事管理量を超えるおそれがある場合は、その旨を直ちに公表するとともに早期是正措置(法第九条第二項の助言、指導又は勧告をいう。以下同じ。)を講じる。

知事管理量の適切な管理を行うためには、くろまぐろの分布、回遊状況、くろまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るため、山口県水産研究センターを中心とし、国及び関係都府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
 知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

十 くろまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項
 くろまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

区分	期間	知事管理量
三十キログラム未満のくろまぐろ(以下「小型魚」という。)	平成三十年七月から平成三十一年三月まで	八七・九トン(うち〇・一トンを留保する。)
	平成三十一年四月から令和二年三月まで	八七・〇トン(うち〇・一トンを留保する。)
三十キログラム以上のくろまぐろ(以下「大型魚」という。)	平成三十年七月から平成三十一年三月まで	二二三・〇トン(うち〇・一トンを留保する。)
	平成三十一年四月から令和二年三月まで	二二三・〇トン(うち〇・一トンを留保する。)

十一 くろまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項
 小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

採捕の種類	数	
	平成三十年七月から平成三十一年三月まで	平成三十一年四月から令和二年三月まで
定置漁業	三二・八トン	一四・七トン
定置漁業以外の漁業	五五・〇トン	七二・二トン

十二 くろまぐろの知事管理量に關し実施すべき施策に關する事項

知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じる。

(一) 採捕の数量の報告等

県内の漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。）は、くろまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

(二) 採捕の数量の公表

本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。
 採捕の数量が、知事管理量（留保する数量を除く。以下同じ。）又は採捕の種類別の数量の七割を超え、又は超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

(三) 早期是正措置

採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。

1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外

の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

4 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

(四) 遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等

県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対して同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。

国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。

十三 くろまぐろの採捕の停止命令

(一) 本県の採捕の数量が、知事管理量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

令和二年
一月十二日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁